

入札公告

2024 年度地方独立行政法人岐阜県総合医療センター物品管理 (SPD) システム運営業務委託について一般競争入札を行うので、地方独立行政法人岐阜県総合医療センターの物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規程第 5 条により公告します。

2024 年 1 月 29 日

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター
理事長 桑原 尚志

1 一般競争入札に付する事項

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 委託業務の名称及び数量 | 2024 年度地方独立行政法人岐阜県総合医療センター
物品管理 (SPD) システム運営業務委託 一式 |
| (2) 委託業務内容 | 仕様書による |
| (3) 委託業務期間 | 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで |
| (4) 委託業務場所 | 岐阜県岐阜市野一色 4 丁目 6 番 1 号
地方独立行政法人岐阜県総合医療センター |

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 岐阜県入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (4) 岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する設置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。または、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立て (同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。) がなされている者 (同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。) でないこと。
- (6) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐

岐阜が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)でないこと。

- (7) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づき破産手続き開始の申立てがなされている者およびその開始決定がされている者(同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものも含む。)でないこと。
- (8) 本業務と同種の業務を、病床数 300 床以上の病院において過去 5 年間に受託した実績があること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒500-8717 岐阜県岐阜市野一色4丁目6番1号
地方独立行政法人岐阜県総合医療センター
事務局経営企画課物品担当 電話 058-246-1111 内線 5529

(2) 入札公告の掲載期間及び掲載場所

(ア) 掲載期間

2024 年 1 月 29 日(月)から 2024 年 2 月 5 日(月)までの間

(イ) 掲載場所

地方独立行政法人岐阜県総合医療センターのホームページ上に掲載します。

(3) 競争入札参加資格の確認

(ア) 入札参加希望者は、下記期限までに「入札参加資格確認申請書(別紙様式1)」に、2に掲げる資格を証明する書面を添付した上で、競争入札参加資格の確認を受けてください。

(イ) 提出期限 2024 年 2 月 9 日(金) 17 時まで

期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

(ウ) 提出方法 3 の(1)宛に郵送または持参により提出してください。ただし、郵送の場合は 3 の(3)の(イ)提出期限に必着とします。

(エ) 競争入札参加資格の確認結果は、2024 年 2 月 16 日(金)までに郵送で通知します。

(4) 入札の日時及び場所

(ア) 日 時 2024 年 3 月 11 日(月) 13 時 30 分

(イ) 場 所 岐阜県岐阜市野一色 4 丁目 6 番 1 号

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター 情報交流棟3階大会議室 2

(5) 入札方法に関する事項

(ア) 入札書は、本人又はその代理人が入札をするものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出してください。

(イ) 入札書の記載

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札書記載金額」という。)

の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 開札の日時及び場所

開札は、入札の終了後直ちに3の(4)場所において、入札者立ち合いのうえ行います。

なお、開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行います。

(7) 落札者の決定方法

入札書比較価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

4 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金 免除(地方独立行政法人岐阜県総合医療センター契約事務取扱規程第 13 条第5項)

(2) 契約保証金 地方独立行政法人岐阜県総合契約事務取扱規程第 36 条及び第 39 条に定めるとおりとする。

5 入札無効に関する事項

次の各号に該当する場合は、その入札は無効とします。なお、無効の入札を行った者は、原則として再度入札に参加することはできません。

(1) 入札者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。

(2) 入札者が他人の代理人をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。

(3) 入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されていないとき。

(4) 入札に関して談合等の不正行為があったとき。

(5) 入札書に記名押印がないとき。

(6) 入札書記載事項の確認ができないとき。

(7) 入札参加資格を有しない者が入札したとき。

(8) 入札者が入札参加資格の確認において虚偽の申請を行ったとき。

(9) 再度入札に付した場合に、前回の最低入札書記載金額と同価格以上の入札書を提出したとき。

(10) 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、本通知の日から入札の日までの間に受けたとき。

(11) その他、契約責任者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

6 入札又は開札の中止による損害に関する事項

天災、その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止します。これらの場合における損害は、入札者の負担とします。

7 その他

- (1) 郵便又は電信による入札は認めません。
- (2) 入札書は、1件ごとに1通を作成して封書にし、入札者の氏名を表記して提出してください。
- (3) 入札書は、インク又は墨等消散し難いもので記入、かつ、記名押印するものとし、その記載事項について訂正したときは、訂正印を押してください。
- (4) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え又は、撤回することはできません。
- (5) 入札書はあらかじめ契約担当者が指示したものとします。
- (6) 入札は、本人又はその代理人が行ってください。ただし、代理人が入札する場合には入札前に委任状を提出してください。
- (7) 代理人が入札に参加する場合に提出する委任状は、代理権の範囲、代理人の氏名及び代理人が使用する印鑑を明示し、委任者(一般的には代表者)が記名押印したものとしてください。なお、この場合における入札書の入札者名及び押印は、代理人が記名押印してください。
- (8) 再度入札に付した場合、前回の最低入札書記載金額と同価格以上の入札書を提出したときは、次回再度入札に参加できません。
- (9) 落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除します。
- (10) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。
- (11) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがあります。なお、この場合は、原則として改めて入札を行うものとします。
- (12) その他、本入札執行については、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター契約事務取扱規程の定めるところによります。
- (13) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (14) 本件委託に係る予算が理事会において成立しなかったときは、契約を締結しない。この場合において、入札参加者または受託予定者に損害が生じた場合にあっても、地方独立行政法人岐阜県総合医療センターは、その損害について一切負担しません。

附属資料:

- 別記様式1 入札参加資格確認申請書
- 別記様式2 誓約書

別記様式3 入札書(1回目)
別記様式4 入札書(2回目)
別記様式5 委任状
別記様式6 入札辞退届
別記様式7 再度入札辞退届
別添 仕様書

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased :
Business for physical distribution management (supply processing and distribution)
- (2) Delivery period:
From 1 April, 2024 to 31 March, 2025
- (3) Date and time for the distribution of the tender documentation :
Any time from 29 January 2024 through 5 February 2024
- (4) Deadline for the submission of bidding registration forms and relevant documents:
5:00 p.m., 9 February 2024.
Applicants will be notified of the screening results by 16 February 2024.
- (5) Date, time and place for the opening of the bids and the tenders:
The meeting for the opening of bids and tenders will begin promptly at 1:30 a.m.
on 11 March 2024 at the Large conference room on 3rd floor of the Information exchange
building of the Gifu Prefectural General Medical Center
Address: 4-6-1, Noisshiki, Gifu-shi, Gifu, 500-8717, Japan
- (6) For further information, please contact :
Management Planning Division, Gifu Prefectural General Medical Center 4-6-1,
Noisshiki, Gifu-shi, Gifu, 500-8717, Japan
Tel: 058-246-1111(ext.5529)

別記様式1

年 月 日

地方独立行政法人
岐阜県総合医療センター
理事長 桑原 尚志 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

入札参加資格確認申請書

2024年1月29日付けで公告のありました物品管理(SPD)システム運營業務委託に関する一般競争入札に参加したいので、下記書類を添えて確認申請します。

なお、成年被後見人及び被補佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については事実を相違ないことを誓約します。

岐阜県入札参加資格者名簿登録番号	
------------------	--

記

添付書類

- 誓約書
- 病床300床以上の病院において過去5年間に受託した実績があることを証明するもの

以上

別記様式2

誓 約 書

私は入札公告に記載の「入札参加者の資格に関する事項」について、当誓約書提出日現在において、同項目を満たしていることを誓約します。また、入札期日までに、いずれか一の項目について満たさないこととなった場合は、直ちに報告することをあわせて誓約いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

※法人の場合は、法人名及び代表者職氏名を記入し、
法人印及び代表者印を押印すること。

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター理事長 様

入札書

品名	金額(円)
2024年度地方独立行政法人岐阜県総合医療センター 物品管理(SPD)システム運営業務委託	

上記のとおり入札します。

なお、契約の金額は表記の金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額とします。

年 月 日

住 所

氏 名 印

※ 法人の場合は、法人名及び代表者役職氏名を
記入し、法人印及び代表者印を押印すること。
(押印は代理人による入札の場合を除く)

代理人 印

地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター理事長 様

入札書

品名	金額(円)
2024年度地方独立行政法人岐阜県総合医療センター 物品管理(SPD)システム運営業務委託	

上記のとおり入札します。

なお、契約の金額は表記の金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額とします。

年 月 日

住 所

氏 名 印

※ 法人の場合は、法人名及び代表者役職氏名を
記入し、法人印及び代表者印を押印すること。
(押印は代理人による入札の場合を除く)

代理人 印

地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター理事長 様

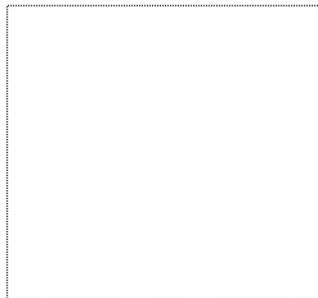
別記様式5

委任状

代理権の範囲 2024年度地方独立行政法人岐阜県総合医療センター物品管理
(SPD)システム運営業務委託に関する入札に関する事

代理人の氏名

代理人が使用する印鑑



上記のとおり委任します。

年 月 日

住所

氏名

印

地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター理事長 様

別記様式6

入札辞退届

業 務 名 2024年度地方独立行政法人岐阜県総合医療センター物品管理
(SPD)システム運營業務委託に関する入札に関する事

上記業務にかかる入札について、以下の理由により入札を辞退します。

(辞退理由)

年 月 日

住 所

氏 名 印

※ 法人の場合は、法人名及び代表者役職氏名を
記入し、法人印及び代表者印を押印すること。

地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター理事長 様

別記様式7

再度入札辞退届

業 務 名 2024年度地方独立行政法人岐阜県総合医療センター物品管理
(SPD)システム運營業務委託に関する入札に関する事

上記業務にかかる再度入札について、以下の理由により入札を辞退します。

(辞退理由)

年 月 日

住 所

氏 名 印

※ 法人の場合は、法人名及び代表者役職氏名を
記入し、法人印及び代表者印を押印すること。

地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター理事長 様

仕 様 書

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター物品管理（SPD）システム運營業務委託について、本仕様書に基づいて実施する。

1. 委託業務名 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター物品管理（SPD）システム運營業務委託

1) 業務委託時の条件

- ① 責任者を常駐し、業務従事者のうち1名以上が500床以上の病院で1年以上の物品管理業務経験がある職員を配置すること、および手術室と中央放射線部エリアにおける診療材料の運用方法を熟知する職員を配置すること。
- ② SPD倉庫内および各部署での業務・中央手術部および中央材料室での業務・中央放射線部エリアでの業務を行うこと。
- ③ 関連する薬機法上の法律、施行令、規則、通達等および当センターの規則を遵守すること。

2) 契約期間 2024年4月1日から2025年3月31日まで

3) 物品管理運用時間 午前8時30分～午後5時30分

4) 業務を要しない日 ①土曜日・日曜日・祝祭日及び振替休日
②年末・年始（12月29日～1月3日）
③但し、休日が4日以上連続する場合、双方協議により休日勤務日を設定することができる。

5) 委託場所 岐阜市野一色4-6-1
地方独立行政法人岐阜県総合医療センター
貯蔵品倉庫として本館地下1階中央倉庫を使用できる。
ただし必要に応じて委託業者所有の院外倉庫を使用できる。

6) 対象物品	診療材料	25,300程度
	消耗品・事務用品・日用雑貨	600程度
	医薬品	1,700程度

2. 委託業務概要

物品管理（SPD）システム運營業務は診療材料・医薬品・医療消耗品・事務用品・日用品・消耗品を対象とする。

当センターが所有する医療総合情報システムを使用して運用する。

受託業者の都合で、使用できる管理ソフトを加えて連携させて使用し物品管理

を行うことができる。

必要に応じて当センターが所有する医療総合情報システムに連動する当センター内の担当部署との連絡を行う。

搬送方法は、院内搬送システム及び直接搬送により行う

3. 業務内容

1) 診療材料

① 原則として「診療材料向けマニュアル」に基づき各運用を行う。(定数物品および臨時請求物品)

ア) 貯蔵品

SPD倉庫での検品・SPD倉庫内に保管・各部署への払い出し・搬送・各部署での棚入れ・SPD倉庫内の棚卸しを行う。

イ) 直納品

SPD倉庫での検品・各部署への搬送・発注部署での棚入れ・棚卸を行う。

ウ) 業貸品

中央手術部および中央材料室

物品とリストを預かり3階手術室へ搬送・使用後の物品の返却

使用された物品をシステムに入力

中央放射線部エリア

使用された物品をシステムに入力

② 貯蔵品と直納品の、適正な定数管理を各部署と調整する。

各部署の定数管理物品および数量の登録・各部署からの「定数変更依頼書」により変更の登録を行う。

各部署の使用状況から、適正な定数を各部署と調整する。

③ 各部署からの返品依頼があった場合は、納入業者に返品を行う。

④ 消費期限情報により、各部署と調整を行う。

2) 医薬品

① 決められた時間に医薬品の検品を行い、薬剤倉庫内で棚入れを行う。

② 中央手術室での医薬品の集計・在庫確認・搬送・補充・納品業務および毎月1回、消費期限の確認と期限切迫品の抽出と交換

③ すこやか棟1階MR・CT室で使用する医薬品の搬送

④ 南棟で使用する医薬品の補充・納品業務(週2回)、消毒液の補充・納品業務(週1回)、および薬品の消費期限の確認(月1回)

3) 日用雑貨・事務用品・消耗品

① 限定した日用雑貨・事務用品・消耗品等の各部署からの請求分の発注・納品・搬送業務。

搬送方法は、院内搬送システム及び直接搬送により行う

4) 物流システムによる日次業務

- ① 各部署の消費管理と破損管理および補充請求情報の回収及び入力
- ② 貯蔵品の請求（システム及び請求シール）による払い出し・請求シールの貼付
- ③ 直納品の請求（システム及び請求シール）による材料の発注入力及び納品書による使用入力・請求シールの貼付
- ④ 医療消耗品（一部）の請求（システム及び請求シール）による払い出し・請求シールの貼付
- ⑤ 貯蔵品の補充分の発注入力
- ⑥ 入力後、出力された契約業者への発注・及びFAXによる報告
- ⑦ 納品された物品の検品および搬送ならびに棚入れ。
- ⑧ 適正な定数管理を行うための各部署との調整及び他部署との在庫品との調整
- ⑨ マスタ登録シートの新規・修正登録
物流管理システムのシートに従うマスタの作成うち、保険請求する診療材料については医事コードの設定のため、医事課への連絡
- ⑩ 請求シールの発行
- ⑪ SPD倉庫に納品された高度管理医療機器・生物由来品管理、必要に応じてロット管理を行う
- ⑫ 定数変更・採用品の変更・単価契約業者の変更に伴う管理
- ⑬ 院内倉庫運用時間外の使用の管理
- ⑭ 各種帳票発行業務（払出指示書・発注書）
- ⑮ 当センターが要求する資料等の作成
- ⑯ その他必要業務（内容については双方協議の上決定）

5) 物流システムによる月次処理業務

- ① 患者毎のシステム登録を行い在宅治療用の診療材料の袋詰めと払い出し。
- ② 毎月1回の消耗品等の各部署からの請求分の発注・納品・搬送業務
- ③ 随時当センターが要求する資料等の作成
- ④ その他必要業務（内容については双方協議の上決定）

6) 在庫管理

- ① 各部署の定数設定の適正化のための対策を行う。
- ② 各部署の在庫品目の期限切れ防止の対策を行う。

7) 棚卸し

- ① SPD倉庫内の貯蔵品は毎月月末に行う。
- ② 各部署の貯蔵品および直納品の棚卸しは、年1回以上行う。
ただし、必要があれば随時行う。

8) 中央手術部業務

- ① 請求シールの読み込み

- ② 手術室各部門への補充の物品をまとめ、中央材料室職員に引き継ぐ。
- ③ 基本トレーの補充を行い、中央材料室職員に引き継ぐ。(8:30～16:50 まで)
- ④ 麻酔カート用のトレーの補充を行い、中央材料室職員に引き継ぐ。(8:30～16:50 まで)

9) 中央放射線エリア及び内視鏡部エリア業務

- ① 請求シールの読み込み
- ② 各種ピッキング袋の作成および搬送
- ③ 各種トレーの作成および搬送
- ④ 休日用の各種ピッキング袋および各種トレーの休日前搬送

4. 報告書の作成及び点検書類の確認

日報、月報の作成

- 1) 物品管理 (SPD) システム運営業務における日々の業務内容を日報として作成し、受託者の管理責任者による確認を実施のうえ、書面にて保存をする。また確認の結果、特記事項があった場合は委託者へ早急に報告を行い、併せて月報にて書面での報告を実施する。
- 2) 月報を作成のうえ、翌月 10 日までに委託者へ書面にて報告を行う。

5. 受託者の責任

- 1) 受託者は、従業員のユニフォームと駐車場を負担する。
- 2) 法令の遵守
受託者は、業務を遂行するに当たり関係法令を遵守し、患者サービスに努めなければならない。
- 3) 信用失墜行為の禁止
受託者は、委託者の信用を失墜させる行為をしてはいけない。
- 4) 業務責任者の専任等
受託者は、管理責任者を専任し、保有資格及び業務経歴を含んだ内容を書面にて委託者に届けなければならない。管理責任者は、契約内容の履行管理、従業員の監督、関係部署との連絡調整を行う。
受託者は、業務遂行をするに当たり、従事する者の名簿を事前に委託者に提出する。
- 5) 教育訓練
受託者は、委託者が実施する研修会に要請があった場合は参加してその内容を従業員に周知すること。参加が出来ない場合は、委託者が実施する研修内容を従業員に周知し、その結果を委託者に報告すること。また、従業員に対して受託業務上必要とする教育訓練を実施し、委託者の管理運営に支障を来たさないよう万全を期する。また教育は委託者へ報告のうえ連携を取り、教育計画を立てて実施し、実施結果は書面にて委託者に報告する。

6) 健康管理

当該作業従事者は、医療従事者と同様に、感染症の感染源になる可能性および曝露者になる可能性があるため、受託者は当該作業従事者に対して以下の対応を行うこととする。

(1) 健康診断の受診

年1回以上の胸部X線検査を含む定期健康診断を受けさせること

(2) 健康管理

体調のチェックを毎日行い、以下の症状がある場合には、作業責任者に報告し、医療機関で診察を受けること。

また、新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者および家族等の周辺に濃厚接触者が出た場合は、委託者の指定に応じた報告を行うこと。

- ・発熱
- ・咳、喉の痛み
- ・嘔吐、下痢
- ・息切れ
- ・咽頭痛
- ・筋肉、関節の痛み
- ・強い倦怠感
- ・味覚、嗅覚の異常
- ・家族の体調不良

当該作業従事者が、休暇を取る必要がある場合は就業制限を行い、業務に支障を来すことがない対応を行うこと。

(3) ワクチン接種歴の確認、接種歴のない場合の抗体検査とワクチン接種

当該作業従事者は、医療従事者と同様に、特定のウイルス感染症（麻しん、風しん、水痘、おたふくかぜ、B型肝炎）に対する免疫を有していること。

そのため、各種免疫の有無を事前に把握するために、当該作業従事者は作業に従事する前に、別紙「予防接種（ワクチン接種）調査票」（添付書類含む）を提出すること。

また、各種免疫を有することが確認できない場合※には、年度当初（中途配置の場合は配置当初）に抗体価検査を行い、その結果に応じて下表に示す回数のワクチン接種を行うこと。

	検査法	2回接種	1回接種	接種不要
麻しん	PA法	<16倍	≥16倍、<256倍	≥256倍
	NT(中和)法	<4倍	4倍	≥8倍
	EIA法IgG	陰性 (<2.0)	(±) (≥2.0、<16.0)	≥16.0
風しん	HI法	<8倍	8倍、16倍	≥32倍

	EIA 法 IgG	陰性 (<2.0)	(±) (≥2.0、<8.0)	≥8.0
水痘	IAHA 法	<2 倍	2 倍	≥4 倍
	EIA 法 IgG	陰性 (<2.0)	(±) (≥2.0、<4.0)	≥4.0
	NT(中和)法	<2 倍	2 倍	≥4 倍
おたふく	EIA 法 IgG	陰性 (<2.0)	(±) (≥2.0、<4.0)	≥4.0

B 型肝炎	CLIA 法	10mIU/mL 以上でなければ 3 回接種
-------	--------	------------------------

※麻疹、風疹、水痘、おたふくかぜは各 2 回、B 型肝炎は 3 回のワクチン接種歴がない

7) 災害対策マニュアルの遵守

委託者は、岐阜県指定の基幹災害医療センターであることから、委託者が定める災害防止対策に協力しなければならない。また、災害等が発生した場合は、「岐阜県総合医療センター災害対策マニュアル」等委託者の規定を遵守しなければならない。

8) 施設管理

受託者は、業務中故意または重大な過失により委託者の財産に損害を与えた場合は、受託者の責任において直ちに原形に復するものものとする。

9) 施設管理運営業務

委託者が実施する消防訓練及び、その他施設運営上必要な行事、業務への参加については、双方協議の上決定する。

6. 調査報告義務

委託者は、この業務に関し必要がある場合は、受託者に対して調査、改善、報告を求めることができる。この場合、受託者は直ちに調査、改善、報告に応じなければならない。

7. 代行保証

受託者は、火災、労働争議、業務停止等の事情により、委託業務の全部または一部の遂行が困難となった場合の保証のため、あらかじめ業務の代行者を指定し、当該代行者と代行保証契約を締結しておかなければならない。

なお、契約書の写しを提出するものとする。

8. 協議

この仕様書に記載されていない事項に関して疑義が生じた場合は、双方協議の上これを解決する。

特記仕様書

1 妨害又は不当介入に対する通報義務

乙は契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

2 乙は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に履行期間の延長変更を請求することができる。